

産業遺産学会講師謝礼基準

(目的)

第1条 本規定は産業遺産学会業務規定第9条1項の規定によりこれを定める。

(適用)

第2条 本基準において謝礼金とは、産業遺産学会が行う次の事業に対して出席、講演、助言等による知識や意見等の提供を行う依頼先に対して支払う謝礼をいい、予算の範囲内で支給することができる。

- (1) 研究大会
- (2) 講演会
- (3) シンポジウム
- (4) 報告会
- (5) 見学会

(基準)

第2条 次表に掲げる職の区分に応じて、基本額欄に定める額を原則とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、講師の業績、著名度、講義内容、受講対象者及び他の講師との均衡その他諸般の事情（以下「業績等」という）を考慮して、上限額欄に定める額の範囲内で決定することができる。

なお、講義時間が1時間に満たない場合の謝礼金は、講義1時間当たりの単価をその講義時間を60で除したもので乗じた額とする。ただし、100円未満の端数を生じた場合は、100円未満は繰り上げとする。

専門研究者、官公庁の職員等の格付					講師に対する報償金の基準	
格付	職の区分				1時間当たりの謝礼金	
	中央官庁	地方官庁	民間企業	その他	基本額	上限額
教授相当	局・部長級	局長級	部長級以上	民間の著名専門家	7,100円	11,400円
准教授相当	課長級	部長級	課長級以上	民間の専門研究員	6,200円	9,500円
講師相当	課長補佐・係長級	課長級	専門技術者		5,200円	7,600円
助手・助教相当	主任級	課長補佐・係長級		民間の技能者	4,300円	5,700円

付則

- 1 この規定は、「産業遺産学会規約」が成立した日より施行する

2022年7月20日制定。